

介護福祉士等学びなおし研修業務委託仕様書

1 委託業務名

介護福祉士等学びなおし研修業務

2 目的

介護福祉士等の資格を持ちながら、介護現場に就業していない者（一度も介護現場に就いたことのない者を含む。以下「潜在介護福祉士等」という。）が復職等をする際に必要となる研修を実施することにより、効果的に潜在介護福祉士等の復職等の支援を行うことを目的として介護福祉士等学びなおし研修（以下「研修」という。）を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 介護福祉士等学びなおし研修の実施

実施回数等 研修については、講義3時間＋技術6時間の計9時間を必ず実施することとし（質疑応答含む）、同一の研修を年3回実施するものとする
研修の受講については、一部の内容のみの受講も可とすること
なお、講義3時間＋技術6時間の計9時間の実施方法については、尼崎市と協議の上決定するものとする

実施日 尼崎市が示す候補日の中から協議して決定する

実施場所 受託者で確保するものとする

募集人員 30名程度／回

受講要件 介護福祉士資格所持者、または実務者研修、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）修了者で、将来復職することを検討している者

受講料 無料

講習教材 下記の講習内容を網羅し、講習内容を適切に実施する上で適当なものを事前に市と協議した上で使用するものとする

講習内容 最近の制度改正動向等に関する知識のほか、移動介助、着脱介助、排泄介助等の技術を再確認するための講義及び技術を再習得するための内容

講師要件 兵庫県介護員養成研修事業者指定要領に定める介護職員初任者研修の講師要件の基準に適合すること

留意事項

- ・本事業が尼崎市の委託によるものであることを対外的にわかるようにすること
- ・講義及び技術講習に必要な物品（例：車いす、介護用ベッド）については、受託者が準備すること
- ・会場設営等補助的な業務を除き第三者に委託し、又は請け負わせてはならない

- ・保険に加入すること
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施すること
- ・障害のある受講者に合理的な配慮を行うこと
- ・講習当日の午前8時現在において尼崎市に気象警報（波浪警報及び高潮警報を除く。）が発令されている場合又は講習当日の午前3時以降に尼崎市に震度5弱以上の地震が発生した場合、当該日の講習を中止し、市と協議した上で別日程にて講習を開催するものとする

（2）研修受講者への就職相談及び介護事業所の求人情報の提供

当該研修受講者に対し、介護事業所へ就職する際の就職相談などをきめ細かく実施するとともに、各回の研修内もしくは研修終了時に、必ず尼崎市高齢介護課より受領した市内の介護事業所の求人情報を研修受講者に提供するものとする。

なお、受託者が介護事業所である場合は、自社の求人情報に偏ることなく公平公正に受講者へ情報の提供を行うこととする。

（3）介護福祉士等学びなおし研修実施に伴う関連業務

本委託業務に含まれる介護福祉士等学びなおし研修実施に伴う主な関連業務及び本市と受託者の主な役割分担は次のとおりとする。

主な業務	具体的な業務内容	担当
講習の企画と内容の提案	講習の方針と内容の決定	尼崎市
	講習の内容の提案	受託者
	講習実施会場の確保（会場使用料の負担を含む）	受託者
	講習講師の選定と打ち合わせ	受託者
	講習使用物品の確保	受託者
講習の周知と受講者募集	受講者の募集チラシ・申込用紙等の作成	受託者
	受講者の募集	受託者
	受講者募集の市報・市ホームページ等による広報	尼崎市
受講者受付	受講申込受付、受講要件の確認、申込者名簿の作成 ※申込者名簿については、住所、氏名、年齢、資格の取得状況、過去の就職履歴、就職希望する介護サービス種別などの把握を行い、事業実施報告書の内容に盛り込むこと	受託者
講習の実施	講習資料作成・準備	受託者
	会場準備、受講者受付	受託者
	進行、講義、実技指導	受託者
	受講者と受講科目の管理、受講者出席状況確認表の作成	受託者
	講習アンケートの実施、とりまとめ	受託者
求職者と就労	研修受講者に対し、介護事業所の求人情報などの提供を行	受託者

先とのマッチング	い、就職相談などを実施 なお、求人情報については尼崎市で用意するものとする	
就労状況調査	講習終了から 2か月後に就労状況アンケートの実施、とりまとめ	受託者
報告	事業実施報告書の作成	受託者
	その他必要時の報告	受託者

※講習資料は、当該講習内容に即したものであれば、市販されているものでも構わない。

5 業務スケジュール

講習開催前	講習の企画
講習開催約 1～2 月前	講習の周知（広報）及び受講者募集、受講者受付
講習開催日	講習の実施
講習開催 2 か月後	就労状況調査
委託業務完了後	報告書納品

6 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払

7 その他

- ① 受託者は、この業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
また、委託業務に関して知り得た個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成 16 年尼崎市条例 48 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。）の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。
- ② 講習の準備及び実施の過程において、尼崎市又は受託者が必要と認める場合は適時協議を行う。
- ③ 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上、決定するものとする。

「個人情報取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。

(取得の制限)

第3条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい等の防止)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者の事業所外への持出しの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用又は提供の禁止)

第5条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関する個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務等)

第7条 受託者は、この契約による業務に関する個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんその他この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれ（以下「事故等」という。）があることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じたことにより委託者に損害を与えたときは、契約書第22条に定める損害賠償責任を負わなければならない。

3 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の名称を含む当該事故等の内容について公表することができる。

(従事者への指導等)

第8条 受託者は、この契約による業務に従事している者又は従事していた者に対し、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他

人に知らしめ、又は不当な目的に利用させてはならない。

- 2 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育しなければならない。

(資料等の返還等)

第9条 受託者は、この契約による業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した資料等（この契約による業務に係る個人情報が記録されたものに限る。）は、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

(廃棄等)

第10条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。その際、受託者は廃棄又は消去が完了したことを証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(第三者へ委託する場合の措置)

第11条 受託者は、受託業務について、第三者に再委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託者が認めた場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により、再委託する業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることを再委託契約の締結前にあらかじめ確認し、書面により委託者に提出しなければならない。

3 再委託先がさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）し、かつ、再々委託等を行う業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、当該再々委託等を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 再々委託等を行うことについて、委託者の承認を得ること。
- (2) 再々委託等の契約の締結前に、再々委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認し、書面により委託者に提出すること。
- (3) 前2号の承認申請を行ったことについて、再々委託等の元となる契約（再々委託の場合は再委託の契約となる）の委託者に通知すること。

第12条 前条の規定により再委託する場合は、再委託契約の受託者はこの特記事項と同等以上の規定を当該再委託契約に規定しなければならない。

- 2 受託者は、再委託先に、本契約における一切の義務を遵守させるとともに、その履行状況を監督しなければならない。
- 3 前2項の規定は、個人情報を取り扱う再々委託等を行う場合についても準用する。

(書類の提出)

第13条 受託者は、この契約による業務に従事する者を委託者に派遣する場合にあっては、あらかじめ、個人情報の適正な取扱いに関する誓約書その他委託者が必要と認める書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事する者に、従事する者の氏名、従事を開始する日、従事を終了する日及びこの特記事項を遵守する旨を記した確認書を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

(調査等)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の調査又は報告に協力しなければならない。

(定期的な監査等)

第15条 委託者は、受託者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを、委託契約等の内容に基づき定期的に確認し、必要に応じて改善策を求めることができる。

2 受託者は、前項の改善策の求めがあった場合は、適切な措置を講じなければならない。

(定期報告)

第16条 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱い状況（第11条の規定に基づく第三者へ委託し請け負わせる場合も含む）について、定期的に報告しなければならない。第11条の規定に基づく再委託等が行われる場合も同様に、受託者が再委託等における個人情報の取り扱い状況について、定期的に報告しなければならない。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(法令等の遵守)

第18条 前各条に定めるもののほか、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び尼崎市個人情報保護条例等個人情報の保護に関する法令等（尼崎市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

「データ取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、データの保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、委託者の権利利益を侵害することのないよう、データを適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「データ」又は「情報システム」とは、それぞれ尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2(6)又は(3)に規定するデータ又は情報システムをいう。

(漏えい等の防止)

第3条 受託者は、この契約による業務に関するデータについて、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者の事業所外への持出しの防止その他のデータの適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用又は提供の禁止)

第4条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関するデータを、この契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関するデータを複写又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務等)

第6条 受託者は、この契約による業務に関するデータの滅失、き損若しくは改ざん又はコンピュータウイルス若しくは不正なアクセスによる委託者のシステムの破壊等その他この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれ（以下「事故等」という。）があることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じたことにより委託者に損害を与えたときは、契約書第22条に定める損害賠償責任を負わなければならない。

3 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の名称を含む当該事故等の内容について公表することができる。

(従事者への指導等)

第7条 受託者は、この契約による業務に従事している者又は従事していた者に対し、この契約による業務に関するデータの内容をみだりに他人に知らしめ、又は不当な目的に利用させてはならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、データの保護

に関し必要な事項を周知し、又は教育しなければならない。

(資料等の返還等)

第8条 受託者は、この契約による業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成したデータは、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

(廃棄等)

第9条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、この契約による業務に関するデータについて、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

2 受託者は、廃棄又は消去が完了したことを証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(第三者へ委託する場合の措置)

第10条 受託者は、受託業務について、第三者に再委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託者が認めた場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により、再委託する業務内容にデータの取扱いが含まれる場合は、再委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることを再委託契約の締結前にあらかじめ確認し、書面により委託者に提出しなければならない。

3 再委託先がさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）し、かつ、再々委託等を行う業務内容にデータの取扱いが含まれる場合は、当該再々委託等を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 再々委託等を行うことについて、委託者の承認を得ること。

(2) 再々委託等の契約の締結前に、再々委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認し、書面により委託者に提出すること。

(3) 前2号の承認申請を行ったことについて、再々委託等の元となる契約（再々委託の場合は再委託の契約となる）の委託者に通知すること。

第11条 前条の規定により再委託する場合は、再委託契約の受託者はこの特記事項と同等以上の規定を当該再委託契約に規定しなければならない。

2 受託者は、再委託先に、本契約における一切の義務を遵守させるとともに、その履行状況を監督しなければならない。

3 前2項の規定は、データを取り扱う再々委託等を行う場合についても準用する。

(書類の提出)

第12条 受託者は、この契約による業務に従事する者を委託者に派遣する場

合にあっては、あらかじめ、データの適正な取扱いに関する誓約書その他委託者が必要と認める書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事する者に、従事する者の氏名従事を開始する日、従事を終了する日及びこの特記事項を遵守する旨を記した確認書を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

(調査等)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、この契約による業務に係るデータの取扱いについて調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の調査又は報告に協力しなければならない。

(定期的な監査等)

第14条 委託者は、受託者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを、委託契約等の内容に基づき定期的に確認し、必要に応じて改善策を求めることができる。

2 受託者は、前項の改善策の求めがあった場合は、適切な措置を講じなければならない。

(定期報告)

第15条 受託者は、この契約による業務に係るデータの取り扱い状況(第10条の規定に基づく第三者へ委託し又は請け負わせる場合も含む)について、定期的に報告しなければならない。第10条の規定に基づく再委託等が行われる場合も同様に、受託者が再委託等におけるデータの取り扱い状況について、定期的に報告しなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(法令等の遵守)

第17条 前各条に定めるもののほか、受託者は、尼崎市情報セキュリティ対策基準等情報セキュリティに関する関係法令等(尼崎市の条例等を含む。)を遵守しなければならない。